

令和8年度第1回小金井市放課後子どもプラン運営委員会

令和8年7月22日 午前10時30分～

前原暫定集会施設2階B会議室

次第

1 開 会

- (1) 小金井市放課後子どもプラン運営委員委嘱および自己紹介

2 議 事

- (1) 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員長及び副委員長の選出
- (2) 会議録の確認方法について
- (3) 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱について
- (4) ワークショップ（子どもの豊かな放課後を目指して 大熊教育長より）
- (5) その他

3 閉 会

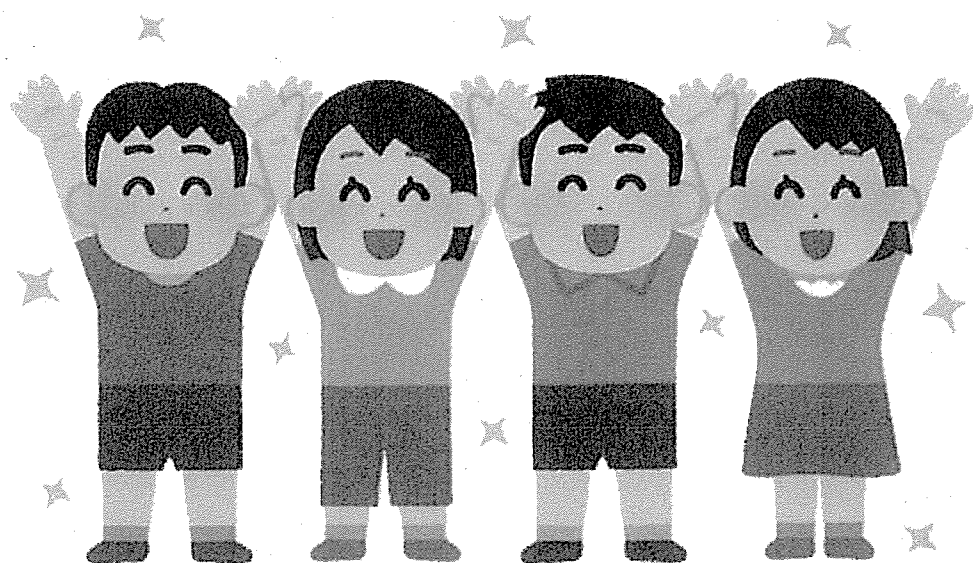
〔配布資料〕

- (1) 令和8年度放課後子どもプラン運営委員名簿
- (2) 令和6年度放課後子ども教室実施報告書(新規委員のみ配布)
- (3) 令和7年度放課後子ども教室実績
- (4) 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（新旧対照表）
- (5) 放課後の過ごし方ガイドブック

令和8年度放課後子どもプラン運営委員
任期: 令和8年7月22日～令和9年3月31日

No.	被推薦委員氏名	ふりがな	推 薦 団 体	委嘱・任命	新規・継続
1	鈴木 哲也	すずき てつや	小金井市社会教育委員	委嘱	継続
2	堀井 鈴代	ほりい すずよ	小金井市民生委員児童委員協議会	委嘱	継続
3	鈴木 寛	すずき ひろし	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱	継続
4	高橋 秀樹	たかはし ひでき	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱	継続
5	加辺 博之	かべ ひろゆき	小金井市子供会育成連合会	委嘱	新規
6	黒木 鞠子	くろき まりこ	小金井市子供会育成連合会	委嘱	継続
7	前田 薫平	まえだ くんぺい	特定非営利活動法人 遊び・文化NPO小金井こらぼ	委嘱	継続
8	森田 加代子	もりた かよこ	NPO法人こども企画	委嘱	継続
9	北脇 理恵	きたわき りえ	小金井市立小中学校 PTA連合会	委嘱	新規
10	富永 善一	とみなが よしかず	小金井市立小中学校 PTA連合会	委嘱	新規
11	武田 修宜	たけだ のぶよし	小金井市立小中学校長会	委嘱	継続
12	勝呂 創太	すぐろ そうた	小金井市立小中学校 副校長会	委嘱	新規
13	濱松 俊彦	はままつ としひこ	生涯学習課長	任命	継続
14	三浦 真	みうら まこと	図書館長	任命	継続
15	鈴木 茂哉	すずき しげや	公民館長	任命	継続
16	内野 敦史	うちの あつし	庶務課長	任命	継続
17	平田 勇治	ひらた ゆうじ	指導室長	任命	継続
18	久保田 洵	くぼた まこと	児童青少年課長	任命	新規
19	鈴木 美苗子	すずき みなこ	子育て支援課長	任命	継続

令和 6 年度 放課後子ども教室 報告書



小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課

小金井市放課後子どもプラン運営委員会

目次

はじめに	1
第1章 放課後児童対策パッケージ2025の概要	5
第2章 東京都放課後子供教室推進事業実施要綱	6
第3章 令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱	10
第4章 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	17
第5章 小金井市放課後子どもプラン事業実施要綱	19
第6章 小金井市新・放課後子ども総合プラン協議会設置要綱	20
第7章 小金井市放課後子ども教室実行委員会の設置	21
小金井市放課後子ども教室実行委員会規約	22
第8章 令和6年度活動実績	
1 活動実績	23
2 放課後子ども教室参加者等集計	24
3 放課後子ども教室スタッフ集計	25
4 各小学校区事業内容	
(1) 第一小学校区	26
(2) 第二小学校区	27
(3) 第三小学校区	29
(4) 第四小学校区	30
(5) 東小学校区	31
(6) 前原小学校区	32
(7) 本町小学校区	33
(8) 緑小学校区	34
(9) 南小学校区	35
第9章 運営	
1 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員	36
2 小金井市放課後子どもプラン運営委員会議題等	37
3 小金井市放課後子どもプランコーディネーター	37
4 小金井市放課後子ども教室実行委員会	38
5 小金井市放課後子どもプラン運営委員会事務局	38

はじめに

令和6年度の活動報告にあたり、平成14年度から文部科学省の委託事業が実施され、それを受けて市民と行政の協働事業として新たに発足したこの関連事業のその後の歩みを簡単に述べておきたいと思います。

1 平成14年度、平成15年度「子ども土曜クラブ」(遊び発見!土曜クラブ)

平成14年度から、学校週完全5日制が実施され、ゆとりのなかで、子どもたちの「生きる力」を、社会全体で育てていくため、家庭や地域社会における教育力の充実を図ることになりました。

その具体的な施策として、平成14年度から、文部科学省の委託事業「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」及び「子ども放課後・週末活動等支援事業」が実施されました。

小金井市では、この事業に取り組むため、小金井市地域教育力・体験活動推進協議会、小金井市体験活動ボランティア活動支援センターを設置し、「子ども土曜クラブ」(別称「遊び発見!土曜クラブ」)を市民と行政の協働事業として実施しました。平成14年度から当初3ヵ年計画で実施予定の文部科学省委託事業が、平成14年度のみで事業を終了したため、平成15年度は小金井市独自事業として継続実施しました。

2 平成16年度「地域子ども教室こがねい」と「遊び発見!こがねいクラブ」

平成17年度、18年度「地域子ども教室」と「家庭教育学級・思春期講座」

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、文部科学省は、緊急3ヵ年計画で子どもたちの居場所を整備し、地域の大人たちの教育力を結集して様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業を再委託事業として実施しました。

これまで、事業企画や運営等を行政が主導して実施してきましたが、平成16年度「地域子ども教室」から、地域の方とコーディネーターが連携協力して事業を実施する地域主導の事業となりました。

補助金についても、文部科学省から東京都地域教育力再生プラン運営委員会に委託され、更に小金井市の地域と保護者で組織された「地域子ども教室小金井実行委員会」へ再委託され事業実施してきました。行政は、事業を側面支援することと再委託金の管理を担当していました。本事業の範疇からはずれる事業に対しては、「遊び発見!こがねいクラブ」事業として、行政主導で引き続き実施をしました。更に、平成17年度には、家庭教育に関する学習機会の提供及び父親の家庭教育参加を考える集いとして、家庭教育推進事業が、文部科学省からの再委託事業として実施さ

れることとなり、実行委員会の名称も「小金井市地域子ども教室・家庭教育実行委員会」としました。家庭教育推進事業は、「家庭教育学級」「思春期の子どもを持つ親のための子育て講座」として、市立小中学校全校で実施されました。

3 平成19年度「放課後子どもプラン」推進事業の開始

平成19年度から放課後子どもプラン推進事業が開始されました。この事業は、近年、子どもが犠牲となる犯罪が相次いで発生したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなか、平成18年5月、少子化担当大臣から新たな取り組みとして「放課後子どもプラン」の創設が発表されました。地域の中で放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、市町村の教育委員会と福祉部局との連携を図り、原則として全小学校区域において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」（学童保育所）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を推進することが求められ、3ヵ年計画で実施することとなりました。放課後子ども教室推進事業のこのプランでは、放課後子どもプラン運営委員会の設置とコーディネーターの配置が求められました。これを受け、小金井市では教育に関連する各団体推薦委員10人と関係各課の行政委員10人の合計20人の委員で「小金井市放課後子どもプラン運営委員会」を組織しました。また、同委員会でコーディネーター2人を承認していただき新たな体制で事業をスタートしました。

しかし、謝礼の支払いは行政で担ったり、物品の購入等で迅速な事業に対応が出来なかったこともあり「小金井市放課後子ども教室実行委員会」を設置し、一部の事業を除き10月から「小金井市放課後子ども教室実行委員会」に運営を委託しました。

このことにより、学校・地域・保護者の方々が主体となり、連携・協力のもと円滑な事業運営の実施が可能となり各小学校区で特色ある活動となりました。

4 「放課後子ども教室」実行委員会形式での実施と「ボランティアの資質向上に関する三市連携講座」

平成14年度以降実施されてきた子どもに関する事業の小金井市の基本理念は、「地域の子どもは地域が見る」です。子どもたちの安全を守ることを含め、自由遊び・学習活動・スポーツ・文化活動等を通じて地域住民との交流活動への取り組みが求められる等、地域の教育力向上が求められています。小金井市放課後子ども教室では、平成20年度から放課後子ども教室の全小学校区推進委員会形式での実施を目標に、地域の特色ある事業の展開を地域の方と保護者が主体で事業の推進を図ってきました。また、コーディネーターの配置は、3小学校区に1人を配置し、平

成25年度からは全小学校区に1人ずつコーディネーターをお願いしています。

平成14年度から平成19年度までは、小金井市ではボランティアの方の育成を目的に「ボランティア講座」を開設し、年間10回程度の講座を実施してきました。

平成20年度からは、小金井市、国分寺市、小平市と東京学芸大学が連携し「ボランティアの資質向上に関する三市連携講座」として年間概ね30講座を開講しています。各小学校区で活動いただけるスタッフの方やこれからボランティアとして放課後子ども教室に参加いただける方の教育支援人材の養成を目的としていますが、ボランティア活動のスタートへのサポートとして、現在ボランティアとして地域で活躍されている方々へはスキルアップとして、また、参加者の生涯学習の場となるような講座となっています。

5 平成26年度「放課後子ども総合プラン」、平成30年度「新・放課後子ども総合プラン」策定、令和5年度「放課後児童対策パッケージ」、令和6年度「放課後児童対策パッケージ2025」策定

平成26年度に文科省厚労省の連名で、「放課後子ども総合プラン」が発表されました。この趣旨は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を活用するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室事業の、計画的な整備等を進めることです。

この総合プランに基づき、小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成29年3月改定版）に、放課後子ども総合プラン事業を掲載しました。目標は、平成31年度までに一体型を6か所、連携型を3か所整備するというもので、目標達成に向け全小学校区で協議会を設置いたしました。

また、平成30年度には「新・放課後子ども総合プラン」が示されました。これまでのプランの取組みをさらに推進させる今後5年間を対象とする新たな放課後児童対策プランを実施することになりました。

改めて趣旨を周知しすべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は課題となっており、これらの状況を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育の推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な「放課後児童対策パッケージ」がまとめられ、それに続く「放課後児童対策パッケージ2025」が策定された。

現在、放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、

小学校の学校開校日における月曜日から金曜日までの全日開催を行っており、放課後子ども教室、学校、学童で様々な調整や情報共有を重ねながら、更に放課後の子どもの居場所が充実していけるよう、関係者の皆様と事業を推進して参ります。

＞「新・放課後子ども総合プラン」放課後児童対策パッケージ2024の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。

＞待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

- 1) 放課後児童クラブを開発する場の確保
 - ① 施設整備に係る補助率の向上(R6補正)
 - ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
 - ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
 - ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
 - ⑤ 学校施設の積極的な活用
 - ⑥ 保育所等の積極的な活用
 - ⑦ 民間事業者による参入支援(R6補正)
 - ⑧ スモールエンゼルセンターによる事業所整備の周知
- 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保
 - ① 常勤職員配置の改善
 - ② 職員に対する処遇改善
 - ③ 職員の確保支援(R6補正)
 - ④ 土日夜間の人材確保支援(R7補正)
 - ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
 - ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減(R6補正)
 - ⑦ 育成支援の周知業務を行う職員の配置による業務負担軽減
 - ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減(R6補正)

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人 (R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時間的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援(R7補正)
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内外交流型・連携型の推進(R7補正)
- ② こどもの居場所づくりの推進(セトル事業、コーディネーター配置)一部R6補正、R7補正
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部R6補正)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応(一部R6補正)
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援(セトル事業(R6補正))
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 施設半島地蔵を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーター等の人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(両府)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(両府)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な言動・支援防止等への取組(一部R6補正)
- ③ 事故防止への取組
- ④ 1日100か月の育ちビジョンと連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いじめ・いじめ防止対策の充実

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二府三庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設に当たり所管部署が求める場合、できる限り早期に全てを連携型へ>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携について

- ③ 子ども・子育てで当事者の意見反映について

※丸数字の下欄は、主な新規・加算項目

第2章 東京都放課後子供教室推進事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業について、円滑に進めるとともに、放課後等における児童生徒等の安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 放課後子供教室推進事業

1 趣旨

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う。

また、これらの活動を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下の（１）及び（２）を満たすことを要件とする。

（１）コミュニティ・スクールの導入

区市町村において、以下のア又はイのいずれかにより「地方教育行政組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること。

ア 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、又は事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること。

（２）地域学校協働活動推進員等の配置

区市町村は、3に示す事業内容を実施する場合には、地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター等（以下「地域コーディネーター等」という。）を配置すること。

3 事業の内容

本事業の運営は、次により実施するものとする。

（１）放課後子供教室の実施

区市町村においては、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方策等を検討する運営委員会の設置や域内の放課後対策事業等の総合的な調整を担う者（以下「地域コーディネーター」という。）等の配置、様々な学習・体験・交流活動の実施等を行う。本取組を実施する場合には、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付こ成環第196号、5文科教第1398号）に基づき、事業を実施するよう努めること。

また、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（令和6年3月14日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）による、「幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動（以下「地域学校協働活動」という。）」への発展に努めること。

ア 必要な人員の配置

(ア) 地域コーディネーター

a 区市町村は、地域コーディネーターを配置すること。その配置に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

b 地域コーディネーターは、放課後子供教室と学童クラブとの連携についての調整のほか、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行うこと。

また、事業の実施に当たっては、学校支援活動等の活動間の連携を図るよう努めること。

(イ) 協働活動リーダー

区市町村は、放課後対策事業等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下「協働活動リーダー」という。）を配置することができる。

(ウ) 協働活動サポーター

区市町村は、プログラムの実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）を配置することができる。

(エ) 特別支援・共生社会サポーター

区市町村は、特別な配慮を必要とする児童生徒等の活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）を配置することができる。

イ 運営委員会の設置

(ア) 区市町村は、域内の放課後対策事業の総合的な在り方や運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

(イ) 運営委員会では、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨を踏まえ、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校運営協議会委員、学校関係者、学童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

ウ 研修等の実施

(ア) 区市町村は、域内の地域コーディネーターに対して、放課後子供教室の現状や推進方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、関係者間の情報共有に資する研修等を実施するよう努めることとする。

(イ) 区市町村は、放課後対策事業等における協働活動支援員や協働活動サポーター等に対して、事業実施上必要な研修や、情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

エ 放課後子供教室の実施・運営

放課後子供教室の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業の実施に当たっては、全ての児童生徒等を対象として、地域住民等の参画を得ながら、様々な学習支援活動、交流活動及び体験活動等の機会を定期的・継続的に実施する取組に努めることとする。

また、幅広い地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等

の課題解決に資する取組とすること。に資する取組とすること。

オ 校内交流型の放課後子供教室及び学童クラブの実施

放課後子供教室を実施する場合においては、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、学童クラブが存在していない地域等の放課後学童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、子供教室を除き、校内交流型を中心として連携して、学童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。

校内交流型の放課後子供教室及び学童クラブとは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう。

カ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 放課後対策事業等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置するよう努めること。

(イ) 放課後子供教室を学童クラブとの校内交流型で実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会を必置とする。

(ウ) 協議会の参加者は、学校関係者、学童クラブの従事者、地域コーディネーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

キ 放課後子供教室と学童クラブの連携による実施

現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後子供教室及び学童クラブについては、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差支えない。このような校内交流型でない放課後子供教室及び学童クラブについても、両事業を連携して実施できるよう努めること。

(2) 放課後子供教室備品の整備

(1)に基づく放課後子供教室を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る。）。

また、既に実施されている放課後子供教室が、新たに学童クラブとの校内交流型で実施する初年度についても補助対象とする。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、東京都が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、東京都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6 留意事項

(1) 放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

(2) 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

(3) 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭に

いない児童生徒等に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。

また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。

- (4) 事業の一部を社会教育関係団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。
- (5) 区市町村においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、都に報告すること。

なお、区市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

- (6) 区市町村においては事業実施後に(5)で設定した目標の達成度等について、検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて都に報告すること。

なお、区市町村においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

- (7) 上記(5)(6)に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第19の規定を適用するものとする。

- (8) 区市町村においては、上記(5)(6)に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。

- (9) 本事業の実施に当たっては、政治活動又は宗教活動に利用しないこと。

7 費用

都は、上記1から6までの要件を満たした放課後子供教室推進事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、別に定める東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱の規定により費用の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第3章 令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業（以下「事業」という。）の費用の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、事業を円滑に進めるとともに、放課後等における児童生徒等の安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東京都放課後子供教室推進事業実施要綱（平成19年6月21日付19教生社第15号。以下「実施要綱」という。）

第2の規定による放課後子供教室推進事業とする。

なお、本事業を行う場合は、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

第3 補助対象経費

1 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区市町村が事業を実施するために必要な経費のうち別表「令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」（以下「別表」という。）に定める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 放課後子供教室を学童クラブとの校内交流型で実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、東京都放課後子供教室推進事業実施要綱第2の3（1）カに定める「学校区ごとの協議会」の設置の設置に努めることとする。

校内交流型の放課後子供教室及び学童クラブとは、同一の小中学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう。

3 補助事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、次項の基準に基づき事業費を計上することとする。

4 補助金の交付の対象の上限となる実施日数・時間数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として、年間200日以下、1日当たり4時間以内（特に必要な場合にはこの限りではない。）として、積算することとする。ただし、地域住民等が参画した取組を毎日のように企画・実施しているような場合には、補助対象となる実施日数・時間数の上限以上の実施にかかる経費についても交付対象として関与することができる。また、校内交流型の放課後子供教室については、年間250日以上の実施にかかる経費についても交付対象として積算することができる。

なお、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合や補助金の交付の対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

(1) 放課後子供教室運営費

ア 放課後子供教室の運営費

放課後子供教室の運営に当たっては、協働活動サポーター及び協働活動リーダーを配置することができる。協働活動サポーター及び協働活動リーダーの謝金単価は、各区市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は協働活動サポーターについては1, 113円を、協働活動支援員については1, 480円を上限として積算することとする。

なお、年間250日以上実施し、学童クラブと校内交流型の放課後子供教室において、東京都で定める特定のテーマに沿った、おおむね年間4回以上の活動プログラムを実施する際に配置する協働活動リーダーについては、2, 200円を上限として積算することができる。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒等に対する放課後等の支援活動を行う場合には、特別支援・共生社会サポーターを配置することが可能である。特別支援・共生社会サポーターの謝金単価については、各区市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1, 480円を上限として積算することとする。

謝金以外の経費については、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等の教室の運営に係る経費を積算することとする。ただし、飲食物費、交際費に該当する経費及び活動に参加する子供の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算する。ただし、子供個人に供するものは除く。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品及びその他の消耗品とし、備品は認められない。

なお、補助対象とする経費については、各区市町村や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、紛れのないようにすること。

また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

雑役務費については、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る事業を請負で実施する場合について、積算することとする。

イ 学校区ごとの協議会の設置経費

学校区ごとの協議会設置経費は、謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費(協議会開催時におけるミネラルウォーター程度)、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

ウ 運営委員会経費

運営委員会の経費は、委員等に対する謝金又は旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費(運営委員会開催時におけるミネラルウォーター程度)、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

また、研修の実施経費として、講師謝金又は旅費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

エ 地域コーディネーター経費区市町村は、地域コーディネーターを配置する。

地域コーディネーターの経費は、謝金、旅費の経費を積算することとし、地域コーディネーターの1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

(2) 放課後子供教室備品整備費

ア 備品費については、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

(ア) 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る。）

(イ) (ア)のうち、学童クラブとの校内交流型で実施する場合

(ウ) 既に実施されている放課後子供教室が新たに学童クラブとの校内交流型で実施する初年度の場合

イ 備品とは、1個当たりの金額が30,000円以上のものとする。ただし、各区市町村の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りでない。

なお、経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととする。

ウ 備品費を計上する際の放課後子供教室1箇所当たりの上限額については、ア(ア)、ア(ウ)の場合は210,000円、ア(イ)の場合は420,000円とする。

第4 交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表各項の第1欄の区分ごとに掲げる対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、同表第2欄に掲げる補助基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とし、区分ごとの合計額に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする区市町村は、別に定める期日までに令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第6 交付決定及び通知

1 知事は、第5の規定による申請があった場合には、その内容について審査し、適正と認めるときは、第7から第28までの規定による条件を付して補助金の交付を決定し、令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付決定通知書（様式2）により区市町村に通知するものとする。

2 知事は、1の規定による決定に際して、必要に応じて条件を付することができる。

第7 申請の取下げ

区市町村は、第6の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

第8 補助金の概算払

1 知事は、必要があると認める場合には、都の交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

- 2 1の規定により概算払を受けた区市町村は、第16の規定による実績報告書とともに概算払精算書を提出しなければならない。

第9 経費の効率的使用

区市町村は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

第10 事情変更による決定の取消し等

知事は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第11 計画変更等の承認

- 1 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

なお、(1)及び(2)の事項の場合は令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書(様式3)、(3)の事項の場合は令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式4)により申請することとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 第6の規定は、1の(1)及び(2)の規定による場合について準用する。この場合の通知は、令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付決定変更通知書(様式5)によるものとする。

- 3 知事は、1の規定による承認の際に、必要に応じ交付決定の内容を変更することができるものとする。

第12 事故報告等

区市町村は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、今後の該当事業の遂行の見通し、その他必要な事項を書面により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

第13 状況報告

知事は、補助事業の円滑・適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助事業の遂行状況に関し、区市町村に報告を求めることができる。

第14 補助事業の遂行命令等

- 1 知事は、第12及び第13の規定により区市町村が提出する報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等(以下「調査等」という。)により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認

めるときは、区市町村に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、区市町村が1の規定による命令に違反したときは、当該区市町村に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

第15 補助事業の完了時期

補助事業は、令和7年3月31日までに完了しなければならない。

第16 実績報告

- 1 区市町村は、補助事業が完了したときは別に定める期日までに、令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金実績報告書（様式6）に関係書類を添えて補助事業の実績を報告しなければならない。
- 2 区市町村は、第11の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、承認を受けたときから1か月を経過した日又は別に定める期日のいずれか早い日までに実績報告に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第17 補助金の額の確定

知事は、第16の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付額確定通知書（様式7）により区市町村に通知するものとする。

第18 是正のための措置

- 1 知事は、第17に規定する実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 実績報告は、1の規定による命令により必要な措置をした場合においても、別に定める期日までにこれを行わなければならない。

第19 交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村が次のいずれかに該当した場合は、第6の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第17により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- 3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村に通知する。

第20 補助金の返還

- 1 知事は、第10又は第19の規定により補助金の交付決定の取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第17の規定により区市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 1及び2の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

第21 違約加算金

- 1 区市町村は、第19の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、第20の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 1の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第22 延滞金

- 1 区市町村は、第20の規定により補助金の返還を命じられた場合において、納付日までにこれを納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 1の規定により延滞金の納付を命じられた区市町村が、補助金の未納付額の一部を納付した場合においては、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第23 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第24 財産管理等

- 1 区市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 知事は、区市町村が取得財産の処分をすることにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

第25 財産処分の制限

- 1 区市町村は、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第24の2の規定は、1の規定による承認をする場合において準用する。

第26 補助金の経理

区市町村は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第27 補助金調書の作成及び保管

区市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする令和6年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金調書（様式8）を作成し、これを補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第28 その他

この要綱に定めるもののほか補助金の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第4章 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的として、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、地域住民、学校、PTA、子供会等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等、事業の運営方法等を検討する。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 小金井市社会教育委員 1人以内
- (2) 小金井市民生委員・児童委員 1人以内
- (3) 小金井市青少年健全育成6地区連合会 2人以内
- (4) 小金井市子供会育成連合会 2人以内
- (5) 社会教育関係団体等 2人以内
- (6) 小金井市PTA連合会 2人以内
- (7) 小学校長 1人以内
- (8) 小学校副校長 1人以内
- (9) 市教育委員会職員

ア 生涯学習課長

イ 図書館長

ウ 公民館長

エ 庶務課長

オ 指導室長

- (10) 市職員

ア 児童青少年課長

イ 子育て支援課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

(経費及び謝礼)

第8条 運営委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で、市が負担する。

2 運営委員会に出席した第3条第1号から第6号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(コーディネーターの配置)

第9条 運営委員会に、コーディネーターを置く。

(コーディネーターの任務)

第10条 コーディネーターは、活動の企画立案、親に対する呼び掛け、学校や関係機関との連携及び調整並びに放課後子どもサポーター、学習アドバイザー等の人材確保、登録及び配置を行う。

2 コーディネーターは、必要に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第5章 小金井市放課後子どもプラン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後子どもプラン事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、子どもたちが地域社会の中で安全で安心な活動拠点を確保し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、企画及び運営は、小金井市放課後子どもプラン運営委員会が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業は、市内の幼児とその保護者、児童、生徒等を対象とし、主な対象を児童とする。

(運営委員会の設置)

第4条 教育委員会は、市内の放課後対策事業の運営方法を検討するため、小金井市放課後子どもプラン運営委員会を設置する。

(放課後子どもプラン事業の実施)

第5条 教育委員会は、総合的な放課後対策を推進するため、放課後、週末等に小学校区を単位として、子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、地域の協力者等を放課後子どもサポーター又はボランティアとして配置し、学童保育所、児童館等との連携を図りつつ、スポーツ、文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

2 教育委員会は、学ぶ意欲がある子どもたちに対する学習機会を提供する取組の充実を図るため、教職を目指す大学生、退職教員その他専門的な知識を有する地域の住民を学習アドバイザーとして配置し、補習等学習活動の取組を実施する。

(謝礼)

第6条 市は、放課後子どもプラン事業を推進するために配置するコーディネーター、放課後子どもサポーター及び学習アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(委託)

第7条 この事業の一部は、適切な事業運営が確保できると認められる社会教育団体等に委託して実施できる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第6章 小金井市新・放課後子ども総合プラン協議会設置要綱

(設置)

第1条 新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号）に基づき、小金井市の放課後子ども教室、小金井市立小学校及び学童保育所の関係者の連携をより一層促進するため、小金井市立小学校に新・放課後子ども総合プラン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共通プログラム、学校施設の活用に関すること
- (2) 放課後の子どもの居場所に関する情報共有

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教職員 2人以内
- (2) 学童保育所指導員 2人以内
- (3) 放課後子ども教室関係者 2人以内
- (4) 児童青少年課職員 2人以内
- (5) 生涯学習課職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の中から互選する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 座長及び副座長の任期は、委員の任期による。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、会務を総理する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第3号の委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の運営に必要な事務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って、別に定める。

付 則

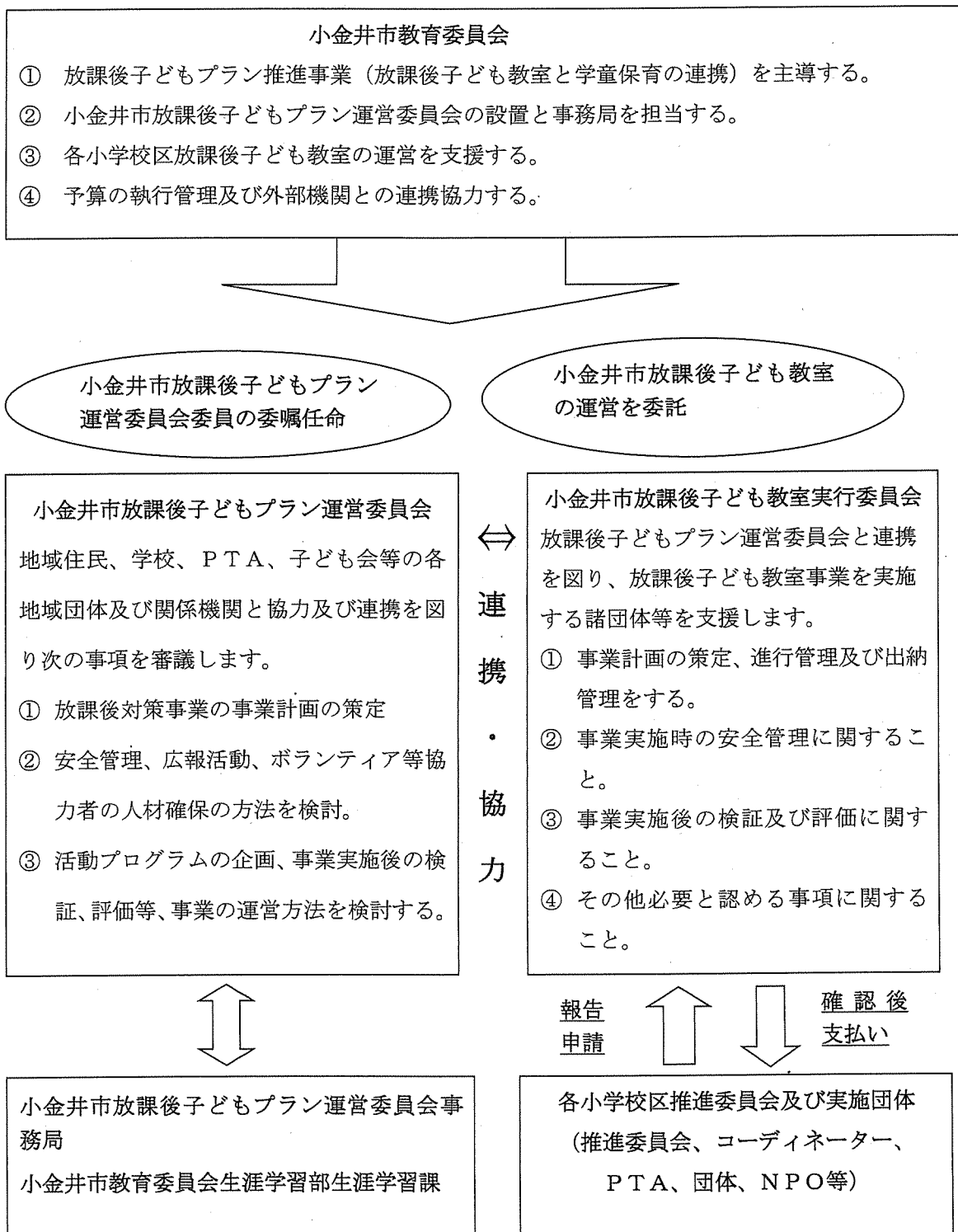
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月1日教委要綱第1号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

第7章 小金井市放課後子ども教室実行委員会の設置

放課後子ども教室の謝礼・消耗品の支払いを、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室での運営がより迅速かつ簡便に事業運営できるよう、小金井市放課後子ども教室実行委員会を設置しています。



(参考)

小金井市放課後子ども教室実行委員会規約

平成19年8月29日制定

(設置)

第1条 市内に在住する児童、生徒等に、放課後の安全で健やかな居場所を提供することを目的として、小金井市放課後子ども教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（平成19年4月制定。以下「運営委員会」という。）と協力・連携を図り、放課後子ども教室事業を実施する諸団体等を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の進行管理及び出納管理に関すること。
- (2) 事業実施時の安全管理に関すること。
- (3) 事業実施後の検証及び評価に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、おおむね次に掲げる者で組織する。

- (1) 放課後子どもプラン運営委員長
- (2) 放課後子どもプラン運営副委員長
- (3) 放課後子どもプランコーディネーター
- (4) 放課後子ども教室事業を実施する団体等の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から次年度の第1回委員会が開催されるまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 実行委員会に、委員長、副委員長及び会計を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は、委員の中から互選する。
- 3 委員長、副委員長及び会計の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、実行委員会の出納・会計を整理し、年度末に実行委員会に報告する。

(招集)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が招集する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

付 則

この規約は、平成19年8月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

第8章 令和6年度活動実績

1 活動実績(令和元年度から令和5年度までの放課後子ども教室活動)

実績概要

実施 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業名称	放課後子ども教室推進事業					
教室数	41	19	18	18	9	9
実施回数(回)	837	281	623	1,274	1,566	1,541
参加人数 (人)	33,018	18,861	49,820	108,737	122,670	132,344
1教室当たり 人数	39	67	80	83	78	86
無償ボランティア (人)	167	17	48	90	116	87
補助金の割合	国1/3・都1/3・市1/3					
国・都の補助金 (単位 千円)	7,785	4,042	8,294	16,541	19,296	20,496

参加人数には、児童・生徒の他、大人・高校生・幼児を含む。

2 放課後子ども教室参加者等集計

小学校区	教室名	参 加 者 (人)			
		児童生徒	幼児	その他大人 高校生	合計
第一小学校区	校庭開放	16,250	0	0	16,250
第二小学校区	放課後あそび広場	16,952	0	0	16,952
第三小学校区	校庭開放・室内開放	9,917	16	150	10,083
	おやじの会				
第四小学校区	楽しい四	4,162	0	0	4,162
東小学校区	放課後子ども教室 (ちＱ人を含む)	19,374	21	46	19,441
	おやじの会				
前原小学校区	校庭遊び	24,360	6	0	24,366
本町小学校区	放課後ひろば	10,895	33	85	11,013
緑小学校区	ほうかごひろば	26,201	28	38	26,267
	レッツおやじの会				
南小学校区	南小放課後子ども教室	3,798	0	12	3,810
合 計		131,909	104	331	132,344

3 放課後子ども教室スタッフ集計

小学校区	教室名	無償ボランティア	有償スタッフ			実施回数 (回)
			学習アドバイザー	放課後子どもサポーター	合計	
第一小学校区	校庭開放	0	84	824	908	160
第二小学校区	放課後あそび広場	0	75	951	1,026	187
第三小学校区	校庭開放・室内開放	46	91	1,077	1,214	161
	おやじの会					
第四小学校区	楽しい四	0	22	888	910	153
東小学校区	校庭開放 (ちＱ人を含む)	26	8	818	852	177
	おやじの会					
前原小学校区	校庭遊び	0	30	829	859	145
本町小学校区	放課後ひろば	7	18	1,168	1,193	186
緑小学校区	ほうかごひろば	8	40	1,289	1,337	190
	レッツおやじの会					
南小学校区	南小放課後子ども教室	0	30	904	934	182
合 計		87	398	8,748	9,233	1,541

一小放課後子供教室【令和6年度】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	160日/年間	
参加人数	101人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	○	

■主な活動場所
校庭、体育館、図書室、算数教室

■開催日
月～金 14:20～17:00（11月～2月 16:30）

■参加対象
第一小学校内の学区在住の小学生

■申込み手続き
学校を通じて配布される参加申込書による

活動紹介

令和6年度、一小放課後子供教室は、月・火・木曜日に校庭開放、水・金曜日に体育館開放を基本として開催しました。4時間授業の学年の児童は再登校で、5・6時間授業の学年の児童は直接参加できます。全学年4時間授業の日に限り、再登校なしで参加できるよう繰り上げ開催を実施しました。

校庭開放・体育館開放は、放課後の居場所を提供する自由遊び中心ですが、不定期で、企画ものの教室も開催しました。企画ものの教室は、地域の団体や学芸大の学生サークルなどによるものや子供たちが考えたイベントなどで、ゲートボール、工作、手芸、わらべ歌遊び、集団遊び、クイズ大会、大声大会などを実施しました。

また、一小では4年生以上のジュニアスタッフ制度を実施しており、ジュニアスタッフによるイベントの開催もありました。会議を行い、自分たちが考えたイベントの企画や準備をしました。イベントのあとは振り返りを行い、次のイベント企画に役立てていました。令和6年度は、ミニミニ運動会、お化け屋敷、縁日などを実施しました。

学童とは避難訓練をいっしょに実施するなど、連携・協力しています。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 コーディネーターは一小保護者OG（PTA役員経験）、放課後子供教室サポーターは保護者や地域の方が担っている。

■配置人数 4～6名/回

■運営体制 一小放課後子供教室推進委員会が企画・運営について協議・決定している

二小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	187日/年間	
参加人数	90.8人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所

小金井第二小学校内多目的室（独立使用スペース）

同校体育館・校庭・中庭

■開催日

月曜日～金曜日（給食実施日）

■参加対象

全学年及び特別学級児童

■申込み手続き

初回参加時保護者記入の緊急連絡先カード提出

活動紹介

当教室では、完全自由参加型を採用しており、開催時間内での参加時間は、各個人が自由に設定して参加する体系を整えています。一教室を専用で利用しているため各自参加カードを受付で提出し、校庭や体育館が使用可能な時刻になった場合活動場所を自由に選択し、教室の出入りをチェックすることにより活動場所の確認を行っています。また、週に2日は、「ちょこっと体験教室」と称し、工作体験、スポーツ体験、書道体験などの指導者を置いた自由参加の体験活動を行っています。1年生から6年生までそれぞれの段階に合わせ難易度を上げたり過程を増やしたりすることで一緒に活動ができるよう工夫しています。

また、年に3回全参加者対象にお楽しみ会を実施しており、夏には、「にしよう水風戦“夏の陣”」と称した水風船合戦を開催し好評を得ています。また、冬には、「クリスマス会」、3月には「1年頑張ったね会」を開催し季節や時間の感じ方を取り入れた活動に工夫を凝らしています。

さらに、教室の環境整備に力を入れ、手洗い、器具の消毒や換気等を徹底し事故や感染症のない安全な居場所づくりをめざし実現させています。

【令和6年度活動例】水風船合戦・バレーボール体験・書道体験・不思議な工作・お楽しみ会など



コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 地域住民（主に卒業生の保護者）、在校生保護者、大学生など
- 配置人数 複数の活動場所が想定されるため1日人体制で実施
- 運営体制 コーディネーター兼推進委員長を中心に推進委員会を設置し環境整備と運営にあたる

二小
ほうかご
放課後
あそびひろば

恒例の

水風船合戦

二小の陣！

放課後は
学校であそぼう！

スタッフ手作りの
おもちゃもあるよ！

放課後
あそびひろば

ほうかご
あそび
広場

小金井第三小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外	■主な活動場所 校庭・図書室・体育館・視聴覚室・第2理科室
	○		
開催日数	153日/年間		■開催日 月・火・水・木(隔週)・金
参加人数	12,395人/1日平均81人		
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型	■参加対象 児童
	○	○えいこむ	
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム	■申込み手続き 不要・参加カードに緊急連絡先と保護者印
	○		
学童クラブとの連携	一体型	連携型	
	○		

活動紹介

校庭あそび：月・水・金 の週 3 日開催。一輪車、バスケット、サッカー、野球(ゴムボール)、砂遊び、ブランコなどが人気。参加児童の内訳は、1年5人、2年18人、3年18人、4年10人、学童約80人程度。安全に気をつけながら楽しく友達や異学年で遊べる場になっています。

バドミントン：月 週に一回。毎回15～20人の児童(5年6年も含む)が参加。バドミントン指導実績のある方に講師を依頼。丁寧で優しい指導。ラケットのガット交換も実践し、道具を大切に扱うことも学んでいます。

図書室開放：水 週に一回。宿題や自由学習、読書や折り紙、版ゲームなど楽しんでいます。

てらこや：火 週に一回。第二理科室。宿題や学習を中心に異学年でも和やかに過ごします。

えいこむ(英語のコミュニケーション教室)：木 隔週。視聴覚室。月毎のテーマに沿い単語を学ぶ。アイス屋さんごっこなどの遊びを通じて英語でのやりとりを楽しむ、毎回申込5分で定員になる人気教室。1年の二学期から2年の7月までをタームとしています。参加の半分は学童児童です。

おはなし会(カラフル)：月一回。視聴覚室。30人程度の参加。テーマに沿った絵本の読み聞かせや折り紙の指導などをおこなっています。絵本や紙芝居に木興味を持つ児童も多く、読書への関心を高めるきっかけにもなっています。学童を休んで参加する児童もおり定着した人気の教室です。

学童との協力：えいこむでは学童児の参加名簿を学童に事前に渡し、終了後は学童まで引率。校庭遊びではルール共有や遊ぶ範囲(学童のプログラム)の譲り合いをしている。大きな怪我があった際は情報を共有している。

課題：雨天、校庭の代替場所がなく中止としている。体育館が授業やクラブ活動で使用している時は廊下などで宿題をさせ待たせている。固定して使用できる教室があれば安定的な実施に繋がる。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 随時、口コミでの紹介が多い。

■配置人数 校庭は5人～6人。他は適宜。

■運営体制 コーディネータ、副コーディネータ、安全管理員20名、バド講師、えいこむ講師。推進委員会として年2回ほど集まり安全確認等をする。カラフルはボランティア団体

第四小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	153 日／年間	
参加人数	28 人／1 日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	月数回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所
校庭、第一会議室、第二会議室、図書室、視聴覚室
■開催日
月曜～金曜、14 時 30 分～16 時 30 分 (11 月～2 月と金曜日は 16 時まで)
■参加対象
原則全校児童および地域児童（幼児は保護者同伴）
■申込み手続き
児童登録カードの提出、参加カードを作成

活動紹介

<開催内容>

- ・月曜日 校庭あそび・室内あそび(ボードゲーム)
- ・火、木、金曜日 校庭あそび
- ・水曜日 室内あそび (自由工作、ボードゲーム、学習アドバイザーによる教室)
- ・校庭あそびでは、地域の高齢の方から大学生まで幅広いスタッフで、子どもたちが色んな年代との交流
- ・学習アドバイザーの教室
 - 5月 陶芸教室 作品「ごはん茶碗」
 - 6月 デコパージュ教室「小物入れ」 工作教室「ミニお手紙入れ」
 - 7月 デコパージュ教室「小物入れ」 工作教室「ミニバッグ作り」
 - 9月 工作教室「おさんぽすきのクレヨンちゃん」
 - 10月 工作教室「ちょこっと物入れ」
 - 11月 リトミック 陶芸教室「へび土鈴を作ろう！」
 - 12月 クリスマスリース木の実でかざろう! はしぶくろを作ろう!
 - 1月 工作教室「画用紙でミニクッションを作ろう！」
 - 2月 陶芸教室「ペン立て作り」 工作教室「マカロニアートの写真立て」
 - 3月 ちょこっとはりしごと「フェルトのコースター作り！」

<課題>

- ・令和6年度はWBGTが高いため校庭あそびが中止となった日が12日ありました。来年度も暑いことが予想されるため、7月と9月は校庭あそびの曜日に室内あそびを行うことにする。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 正副コーディネーター(2名)、放課後子どもサポーター(38名)毎年募集
- 配置人数 校庭遊び6名、室内遊び5名、教室(学習アドバイザー1名+配置4名)
- 運営体制 楽しい四推進委員会 3回/年、学校と来年度についての話し合い(年度末)、協議会(行政、学校、学童保育所、放課後子ども教室)

東小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内 ○	学校外 -
開催日数	180日／年間(3月分見込む)	
参加人数	104人／1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	年数回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	-
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	○	-

■主な活動場所
校庭、体育館、ミーティングルーム(体育館 2F)

■開催日
月、火、木、金 15時30分～17時(6時間終了後)
水 15時～17時

■参加対象
原則全校児童および地域児童(幼児は保護者同伴)

■申込み手続き
学校を通じて登録用紙を配布(イベント毎に申込み)

活動紹介

令和6年度

＜主な活動＞

放課後の校庭開放

(月～金) 6限終了後～17時 (水) 15時～17時

校庭開放/体育館使用(宿題やカードゲームなどの室内遊び)

雨天時は学童と体育館を半面ずつ使用、開放

対象児童は全学年で6時間授業の児童はそのまま参加、その他の児童は再登校

午前授業の日等(主に水曜日)は15時開催

子どもたちは校庭で学童児童とも一緒に遊んでいます。東小は学童と一体型の連携をとっているため、校庭では全ての児童をまるごと見守りしています。学童スタッフの方々と危険箇所や見守り中の児童の気になる行動などの情報共有をしたり、体育館利用の確認を取り合ったりしています。また、学童、児童館、放課後子ども教室の3事業共同の避難訓練もしています。

＜プログラム活動＞

「東小おやじの会」 親子で参加できるイベント開催

年数回 夏休み、土日

ボードゲーム大会 夏休みの水てっぽう大会 新聞紙チャンバラ など

「ちＱ人」 留学生との国際交流イベント

年数回 平日の放課後

がいこくの人と遊ぼう ちＱ人のミニ運動会 ちＱ人とハロウィン ちＱ人のお正月 など

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 コーディネーター(PTA 役員保護者 OG)、
サポーター(現役保護者、保護者 OB・OG、大学生、)
- 配置人数 校庭開放 サポーター 4～5名、
プログラム活動 学習アドバイザー 1名 サポーター 3～5名
(国際交流イベント/土日親子交流遊びなど)
- 運営体制 東小学校放課後子ども教室推進委員会
(交流イベント協力団体 「東小おやじの会」「ちＱ人」)

前原小学校放課後子ども教室

活動場所	学校内	学校外	■主な活動場所 校庭・多目的ルーム
	校庭 多目的教室	-	
開催日数	145 日／年間		■開催日 月曜～金曜(土日祝日、長期休暇期間除く)
参加人数	168 人／1 日平均		
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型	■参加対象 主に小学生、中高生・幼児親子も可
	○	-	
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム	■申込み手続き 登録用紙の提出（年度更新）
	○	-	
学童クラブとの連携	一体型	連携型	
	○		

活動紹介

今年度も事業目的に従い、子どもの主体性・自主性・創造性を育むことを目標として、自由遊び・自由工作を19歳から70代までのスタッフが行いました。



前原小学校の子どもたちは、校庭遊びが大好き。下校時刻から17時まで(冬期は16時30分まで)一輪車やサッカー、野球、バスケットボール、バドミントン、鬼ごっこ、砂場遊びなどなど…他にはみんなで運動会の練習をしたり、宿題をしたり、おしゃべりもいっぱいしました。

水曜日は、学習アドバイザーが見守る中、図工室前のテラスで自由工作もしました。材料は、寄付やスタッフの持ち寄りのため今年度も参加費ゼロ円で行いました。特に、ダンボール工作や陶芸遊びが人気でした。陶芸遊びは、お天気を見ながら年2回行いました。

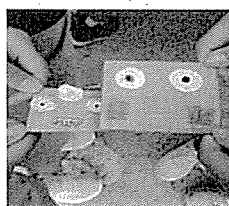
月桂樹のスワッグ



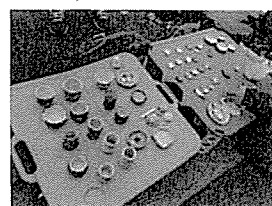
砂場に顔が!?



段ボール工作



人気の陶芸遊び



コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 保護者や地域を対象に随時募集中
- 配置人数 6人/日(水曜は学習アドバイザー1名加配)
- 運営体制 推進委員会(構成員:コーディネーター・学習アドバイザー・放課後子どもスタッフ)

本町小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	-
開催日数	186日/年間	
参加人数	60人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	-
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所

室内教室（低学年算数教室）、校庭、体育館

■開催日 月～金曜日 14:20～16:30

（※低学年が4時間授業の時は13:00から）

■参加対象

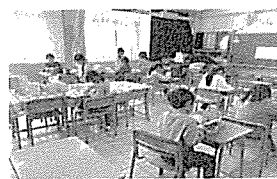
本町小学校区の児童、幼児（保護者同伴）も可

■申込み手続き

初回参加時に登録申込書を提出する

活動紹介

令和6年度も、年間を通して月曜から金曜の週5日、室内教室と校庭開放を開催できました。毎日5時間目が終わった時間から室内教室（低学年算数教室）を開催し、6時間目が終わった時間から校庭遊び（雨天・高温時は体育館遊び）を実施しました。また、全校4時間や低学年4時間の時は、時間を早めてスタートしそのまま参加できるようにしています。



■室内教室でできること■

宿題、自由工作（空き箱、ストロー、布、毛糸などを使った工作）
折り紙、けん玉、ミサンガやシュシュづくり、季節の工作（スタッフが企画。母の日のカーネーション、父の日カード、七夕飾り
ハロウィン工作、クリスマスリース、お雛様など）

■校庭遊びでできること■

ミニサッカー、野球（ブラバット・ゴムボール）ドッジボール
ドッジビー、一輪車、バドミントン、縄跳びなどの自由遊び
（*子どもたちは、自由に室内と校庭を行き来して遊べます。）



<トピックス>

★近隣の学芸大学大学生が、月に数回自然素材を使ったアート教室を開催してくれた（未来塾と連携）。また、教育実習時に特別開催として「ラクロス体験教室」を開催してくれた。

★2～3月は、本町小OBの大学生がサポーターとして参加してくれ、子供たちと鬼ごっこなどをして遊び子どもたちにたいへん人気であった。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 コーディネーター（地域）、子どもサポーター（地域、保護者）

■配置人数 基本6名/回（校庭遊び4名、室内遊び2名）

■運営体制 本町小学校放課後子ども教室推進委員会が企画・運営について協議・決定している。（基本年3回、推進委員会を開催）

※R6年度3月現在：子どもサポーター 23名

緑小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	190日/年間	
参加人数	140人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	年18回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	—
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	—	○

■主な活動場所

校庭、図書室、体育館、算数少人数教室等

■開催日

(月)～(金):下校時刻から16:30
(土) :9:30～12:00(年3回)

■参加対象

全校児童および地域児童

■申込み手続き

年度ごとに初回参加時に登録用紙の提出。以降は受付のみ。

活動紹介

(月)～(金):校庭あそび/室内あそび 同時開催

全学年、帰りの会終了後、そのまま参加可。(1年生はGW明けからそのまま参加可)

雨天、猛暑日は、校庭を体育館や室内活動に切り替えるため、原則、中止なし。

(土):レッツ!おやじの会

年3回、土曜日午前中に開催。「ダンボール城作り」など。

緑小では、月曜日から金曜日の毎日5日間「放課後子ども教室」を開催しています。図書室などの室内教室と校庭を同時に開催しているため、まずはお友だちと図書室で宿題をしてから、校庭に元気に飛び出していく子が多いです。今年度は特に高学年の参加が多く、学童も含め、年間で26,090名の子供たちが参加してくれました。室内でも校庭でも「自由な時間を過ごす」が基本ですが、体育館では「プログラム活動」として、バスケットや卓球など地域の方々にスポーツの指導をしていただく「ほうかごスポーツ」の日もあり、毎回子どもたちには大好評です。また、図書室などの室内では、空き箱やラップの芯、毛糸など工作の材料などをたくさん用意し、創造的で楽しい時間になるよう工夫しています。12月には学校にご協力いただき、図工の授業で出た木の廃材を使って、大学生によるクラフト教室を開催しました。緑小は令和2年度よりコミュニティー・スクールになり、このような放課後の時間帯には、緑小地域学校協働活動の取り組みのひとつとしての「放課後子ども教室」のほか、都の事業である「地域未来塾」を活用した学習支援も行っており、「みどりのほうかご」として親しまれています。この他、近隣の緑児童館やみどり学童保育所とも、危険個所など情報共有したり、合同での避難訓練も実施するなど連携、協力しています。今年度も学校や保護者、地域の理解や協力のもと、子どもたちにとって心も体も安全な居場所であるよう活動を進めることができました。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 登録スタッフ25名(地域、保護者、大学生)、コーディネーター2名、推進委員(会計担当)1名

■配置人数 校庭遊び5～6名、室内遊び2名、工作教室(学習アドバイザー1名)、スポーツ体験教室等4名(うち学習アドバイザー1名)

■運営体制 緑小推進委員会(原則年3回)、協議会(原則年1回)

南小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	182 日/年間	
参加人数	23 人/1 日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所
低学年少人数教室、校庭、体育館、図書室、理科室など

■開催日
月～金曜日 14 時 30 分～17 時

■参加対象
南小学校内の学校区在住の小学生

■申込み手続き
学校を通じて配布される参加申込書による

活動紹介

令和 6 年度の南小放課後子ども教室は、4 月 15 日から、校庭あそびを火・木・金曜日の 3 回、室内の教室を月・水曜日の 2 回を基本に活動しました。1 年生の参加については、校庭あそびと室内あそびは学校に慣れた 5 月下旬頃から、事前申し込み制の教室は 9 月からとしました。室内の教室については、学習アドバイザーの先生による教室（陶芸、クラフト工作、手芸など）と、自由に過ごすことが出来る室内あそび、東京都の専門人材を活用した活動プログラムの充実事業による教室（科学実験教室、スポーツ教室、文化体験教室）の開催をしました。令和 6 年度は、全 182 回、内訳は、校庭あそび 69 回、体育館あそび 44 回、室内あそび 34 回、学習アドバイザーの教室 32 回、東京都の専門人材による教室 3 回を開催することが出来ました。

希望者は下校せずにそのまま参加できます。校庭あそびの日は、雨天などで開催中止にならないよう、体育館あそびや室内あそびに変更できるように設定しました。学習アドバイザーの先生による教室や東京都の専門人材による教室は、事前申し込み制で定員を設けて実施しました。参加希望者が多い場合は抽選になりますが、多くの子どもたちが参加できるように配慮しています。また、校庭や体育館あそびのスタートが 6 時間授業後からのため、時間になるまでは、教室で読書・宿題・簡単な工作など自由に過ごせるようにしました。体育館や校庭の使用については、同じく使用している学童保育所の先生とも連絡をとり、色々な面で連携・協力をしています。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 コーディネーターは南小保護者 O B、放課後子どもサポーターは保護者や地域の方
- 配置人数 4～6 名/回
- 運営体制 南小学校放課後子ども教室推進委員会が企画・運営について協議・決定している

第9章 運営

1 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員

委 員 氏 名		推 薦 団 体 等	委嘱・任命
1	國分 ひろみ	小金井市社会教育委員	委嘱
2	星野 千恵子	小金井市民生委員児童委員協議会	委嘱
3	橋本 洽祚	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱
4	高橋 秀樹	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱
5	多田 典子	小金井市子供会育成連合会	委嘱
6	黒木 鞠子	小金井市子供会育成連合会	委嘱
7	並木 享子	社会教育関係団体国際ソロプチミスト東京—小金井	委嘱
8	前田 薫平	小金井市立小中学校PTA連合会	委嘱
9	川原 美紀	小金井市立小中学校PTA連合会	委嘱
10	浅野 正道	小金井市立小中学校長会	委嘱
11	木本 武志	小金井市立小中学校副校長会	委嘱
12	三浦 真	生涯学習課長	任命
13	内田 雄介	図書館長	任命
14	渡邊 健介	公民館長	任命
15	鈴木 功	庶務課長	任命
16	平田 勇治	指導室長	任命
17	平岡 美佐	児童青少年課長	任命
18	鈴木 美苗子	子育て支援課長	任命

2 小金井市放課後子どもプラン運営委員会議題等

回	開催月日	議題等
1	令和6年4月26日	1 小金井市放課後子どもプラン運営委員の委嘱状交付及び任命 2 小金井市放課後子どもプラン運営委員紹介 3 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員長及び副委員長の選出 4 放課後子ども教室について 5 その他
2	令和6年10月23日	1 令和6年度放課後子ども教室について 2 令和7年度以降の放課後子ども教室報告書について 3 その他
3	令和7年3月10日	1 第2回放課後子ども運営委員会議事録について 2 令和6年度放課後子ども教室について 3 意見・提案シートの導入について 4 令和5年度放課後子ども教室報告書について 5 その他

3 小金井市放課後子どもプランコーディネーター

コーディネーター氏名		担当小学校区
1	富沢 智代	第一小学校区
2	大堀 由紀江	
3	野口 優子	第二小学校区
4	伊藤 弘美	第三小学校区
5	菱戸 美紀	
6	淵上 直美	第四小学校区
7	三枝 昌子	
8	成田 普子	東小学校区
9	佐々木 佐弥香	
10	森田 加代子	前原小学校区
11	西田 美津子	本町小学校区
12	小林 美智代	
13	吉田 路子	緑小学校区
14	駒野 愛子	

15	高橋 亜紀	南小学校区
16	伊野 真里子	

4 小金井市放課後子ども教室実行委員会

番号	氏 名	所属団体・所属部署	備 考
1	森田 加代子	コーディネーター	実行委員長
2	淵上 直美	コーディネーター	副実行委員長
3	富沢 智代	コーディネーター	
4	大堀 由紀江	コーディネーター	
5	大久保 美千子	コーディネーター	
6	野口 優子	コーディネーター	
7	伊藤 弘美	コーディネーター	
8	菱戸 美紀	コーディネーター	
9	三枝 昌子	コーディネーター	
10	成田 普子	コーディネーター	
11	佐々木 佐弥香	コーディネーター	
12	鈴木 理枝	コーディネーター	
13	西田 美津子	コーディネーター	
14	小林 美智代	コーディネーター	
15	吉田 路子	コーディネーター	
16	駒野 愛子	コーディネーター	会計
17	伊野 真里子	コーディネーター	
18	高橋 亜紀	コーディネーター	
19	前田 薫平	放課後子どもプラン運営委員会委員長	
20	橋本 洽祐	放課後子どもプラン運営委員会副委員長	

5 小金井市放課後子どもプラン運営委員会事務局

三浦 真	生涯学習部生涯学習課長	倉澤 淳子	生涯学習部生涯学習課係長
今泉 強也	生涯学習部生涯学習課主事		

令和8年3月発行

発行者 小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課
小金井市放課後子どもプラン運営委員会

事務局 小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課内
小金井市前原町三丁目4番15号

放課後子ども教室

小学校区	教室名	ボランティア(人)				参加者(人)				実施回数 (回)
		学習アドバイザー	放課後子どもサポーター	無償	合計	児童生徒	幼児	その他大人 高校生	合計	
第一小学校区	校庭開放・室内開放	76	875	0	951	15,025	0	0	15,025	164
	計	76	875	0	951	15,025	0	0	15,025	164
第二小学校区	放課後あそび広場	75	931	0	1,006	16,208	0	0	16,208	187
	計	75	931	0	1,006	16,208	0	0	16,208	187
第三小学校区	校庭開放・室内開放 おやじの会	104	972	64	1,140	10,352	12	181	10,545	151 6
	計	104	972	64	1,140	10,352	12	181	10,545	157
第四小学校区	楽しい四	16	909	0	925	2,841	0	3	2,844	171
	計	16	909	0	925	2,841	0	3	2,844	171
東小学校区	おやじの会	8	866	78	952	17,388	15	39	17,442	1
	放課後子ども教室 (ちＱ人を含む)									173
	計	8	866	78	952	17,388	15	39	17,442	174
前原小学校区	校庭遊び	14	577	4	595	14,680	0	0	14,680	123
	計	14	577	4	595	14,680	0	0	14,680	123
本町小学校区	放課後ひろば	97	1,314	18	1,429	14,327	21	112	14,460	189
	計	97	1,314	18	1,429	14,327	21	112	14,460	189
緑小学校区	ほうかごひろば	42	1,305	14	1,361	23,542	22	53	23,617	188
	レッツおやじの会									3
	計	42	1,305	14	1,361	23,542	22	53	23,617	191
南小学校区	放課後子ども教室	25	876	0	901	4,647	0	0	4,647	185
	計	25	876	0	901	4,647	0	0	4,647	185
緑中学校区	緑中カフェ	24	43	0	67	1,022	0	0	1,022	24
	計	24	43	0	67	1,022	0	0	1,022	24
合	計	481	8,668	178	9,327	120,032	70	388	120,490	1,565

小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正する規程新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
小金井市放課後子ども教室運営委員会設置要綱 (設置) 第1条 地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的として、小金井市放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 (所掌事項) 第2条 運営委員会は、地域住民、学童保育所、学校、PTA、子供会等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等、事業の運営方法等を検討する。 (組織) 第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。 (1) 小金井市社会教育委員 1人以内 (2) 小金井市子供会育成連合会 1人以内 (3) 社会教育関係団体等 1人以内 (4) 小金井市PTA連合会 1人以内 (5) 放課後子ども教室実行委員会委員長 1人以内 (6) 公募による市民 3人以内 (7) 小学校長 1人以内	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱 (設置) 第1条 地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的として、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 (所掌事項) 第2条 運営委員会は、地域住民、学校、PTA、子供会等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等、事業の運営方法等を検討する。 (組織) 第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。 (1) 小金井市社会教育委員 1人以内 (2) 小金井市市民生委員・児童委員 1人以内 (3) 小金井市青少年健全育成6地区連合会 2人以内 (4) 小金井市子供会育成連合会 2人以内 (5) 社会教育関係団体等 2人以内 (6) 小金井市PTA連合会 2人以内 (7) 小学校長 1人以内	

改正条例	現行条例	備考
(8) 小学校副校長 1 人以内 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて意見もしくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (公募委員) 第4条 第3条第1項第9号に規定する委員は公募によるものとし、選考方法については、別に定める。 (任期) 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。専門知識又は技能を必要とする付属機関等の委員の場合はこの限りではない。 (委員長及び副委員長) 第6条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 (運営) 第7条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	(8) 小学校副校長 1 人以内 (9) 市教育委員会職員 ア 生涯学習課長 イ 図書館長 ウ 公民館長 エ 庶務課長 オ 指導室長 (10) 市職員 ア 児童青少年課長 イ 子育て支援課長 (任期) 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。 (委員長及び副委員長) 第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 (運営) 第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	

改正条例	現行条例	備考
(招集) 第8条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。 (経費及び謝礼) 第9条 運営委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で、市が負担する。 2 運営委員会に出席した第3条第1項第1号から第6号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼金を支払う。 (事務局) 第10条 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習課に置く。 (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 付 則 (平成21年4月1日) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則 (平成24年10月1日) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。	(招集) 第7条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。 (経費及び謝礼) 第8条 運営委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で、市が負担する。 2 運営委員会に出席した第3条第1号から第6号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼金を支払う。 (コーディネーターの配置) 第9条 運営委員会に、コーディネーターを置く。 (コーディネーターの任務) 第10条 コーディネーターは、活動の企画立案、親に対する呼び掛け、学校や関係機関との連携及び調整並びに放課後子どもサポーター、学習アドバイザー等の人材確保、登録及び配置を行う。 2 コーディネーターは、必要に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。 (事務局) 第11条 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習課に置く。 (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 付 則 (平成21年4月1日) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則 (平成24年10月1日) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。	

改正条例	現行条例	備考
付 則 (令和2年3月27日教委要綱第6号) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。	付 則 (令和2年3月27日教委要綱第6号) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	

放課後の過ごし方 ガイドブック



令和8年
3月版

小金井市
教育委員会
生涯学習課

比べてみよう！ ～選べる放課後の過ごし方①～

放課後子ども教室

(生涯学習課生涯学習係:042-316-6600)

【費用】

無料(一部実費負担がある場合があります。)

【対象】

・地域の子ども全般(未就学児は保護者の同伴が必要です。)

【活動時間】

・主に平日の放課後～おおむね午後5時(冬季は午後4時30分)

※天気、気温、季節、学校行事等で急に時間の変更、中止になることがあります。

※安全・安心な居場所づくり事業です。お子さんを預かる事業ではありません。

学童保育

(児童青少年課児童学童保育係:042-387-9847)

【費用】

・世帯の住民税の課税標準額に応じて
0～9,000円/月
(延長保育は別途2,000円)

【対象】

・市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後に保育を受けられない
小学1年生から3年生の児童(障がいのある児童は4年生まで)

【開所日・時間】

・月～金曜日の放課後～午後6時
・学校休業日の午前8時～午後6時
(延長保育時間は午後6時～7時)

※申込期間や申請方法は担当課にお問い合わせください。

比べてみよう！ ～選べる放課後の過ごし方②～

児童館

(児童青少年課児童青少年係:042-387-9847)

【費用】

- ・無料(一部実費負担がある場合があります。)

【対象】

- ・市内在住の18歳未満の児童

【時間】

- ・午前9時～午後5時30分
(東児童館のみ午後6時まで)
- ・小学校3年生以下は午後5時まで(児童館共通)
- ・中・高校生世代は午後8時まで(費井南児童館
＝金曜日のみ、東児童館＝水曜日のみ)

※日曜日、5月5日を除く祝日、月末館内整理日は休館

放課後等デイサービス

(自立生活支援課相談支援係:042-387-9841)

【費用】

- ・世帯の課税状況に応じて、自己負担があります。

【対象】

- ・学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学していて、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

※利用を希望される方は事前に自立生活支援課にお問い合わせください。

※利用日数等は一人ひとりの必要性に応じて決まります。

	放課後子ども教室	学童保育	児童館	放課後等デイサービス
概要	放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し多彩なプログラムを実施します。	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。	小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などを行います。ひとりで来ても自分のやりたいことや、他学年と交わって楽しむことができます。	放課後や夏休み等の長期の休日中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等における余暇の提供を行います。
対象	小学校1～6年生 (保護者同伴で未就学児も可)	小学校1～3年生 (障がいのある児童は4年生まで)	市内在住の18歳未満	就学後の6歳～原則18歳 (支援が必要と認められた障がい児)
場所	学校施設等	学童保育所・学校施設等	児童館等	放課後等デイサービス事業所等
関与する大人	保護者等のボランティア	学童保育指導員等 (法令により有資格者の人員配置義務あり)	児童館職員等 (法令により有資格者の人員配置義務あり)	放課後等デイサービス事業所職員等 (法令により有資格者の人員配置義務あり)
費用	無料(一部実費負担あり)	0～9,000円/月※ (延長別途2,000円) ※世帯の住民税の課税標準額に依じる	無料(一部実費負担あり)	世帯の課税状況に応じて、自己負担あり
曜日・時間	主に平日の放課後 おおむね午後5時 (冬季は午後4時30分)	月～金 午後6時まで 延長保育 午後7時まで 午前8時～午後6時 (日・祝日等はなし) 延長保育 午後7時まで	午前9時～午後5時30分 (東児童館のみ午後6時まで) 日曜日、5月5日を除く祝日、月末館内整理日等は休館	対象者により異なる
学校休業日	なし			
申し込み	要登録	要入所申請 (10月下旬～11月中旬)	要登録	詳細は自立生活支援課へ
参考URL				